

八戸市中央卸売市場の改正卸売市場法に定める遵守事項  
以外の遵守事項(その他の取引ルール)について

条例: 八戸市中央卸売市場条例

事項	条例	規定内容	規定理由
開場の期日	第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場は、日曜日(1月5日及び12月27日から12月30日までの間の日が日曜日に当たるときは、当該日曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日から1月4日まで及び12月31日を除き、毎日開場するものとする。</li> <li>市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは休日以外の日に開場しないことができる。</li> </ul>	卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため。
開場の時間	第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場の開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</li> <li>卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、午前5時から午後3時までの範囲内で規則で定める。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</li> </ul>	卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため。
卸売業務の許可	第9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</li> <li>卸売業務許可は、取扱品目の部類(青果部・花き部)ごとに行う。</li> <li>卸売業務許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。</li> <li>卸売業務許可の有効期限は、許可の日から起算して5年間とする。ただし、更新を妨げない。</li> </ul>	卸売市場における公正な取引の確保のため。
保証金の預託	第13条 第30条	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。</li> <li>仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。</li> </ul>	安定的な業務運営を確保するため。
事業報告書の提出	第21条 第36条	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者は、卸売市場法施行規則第7条第1項に規定するところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。</li> <li>仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。</li> </ul>	財務の状況等を把握するため。
せり人の登録	第22条	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。</li> <li>卸売業者は、規則で定めるところにより、登録申請書を市長に提出しなければならない。</li> <li>市長は、登録の申請があったときは、登録を受けたせり人に対し規則で定める登録証及びせり人印章を交付する。</li> <li>市長は、経験又は能力の有無の認定のため、規則で定めるところにより、試験を行うものとする。</li> </ul>	せり売の業務を適正かつ円滑に行うため。
仲卸業務の許可	第28条	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。</li> <li>仲卸業務許可は、取扱品目の部類(青果部・花き部)ごとに行う。</li> <li>仲卸業務許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。</li> <li>仲卸業務許可の有効期限は、許可の日から起算して5年間とする。ただし、更新を妨げない。</li> </ul>	卸売市場における公正な取引の確保のため。

<p>売買参加者の承認</p>	<p>第38条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買参加者となろうとする者は、市長の承認を受けなければならない。</li> <li>・承認は、取扱品目の部類(青果部・花き部)ごとに行う。</li> <li>・承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。</li> </ul>	<p>卸売市場における公正な取引の確保のため。</p>
<p>卸売の相手方の制限(第三者販売の原則禁止)</p>	<p>第55条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、特別な事情に該当する場合、若しくは市場間連携、業者間連携、輸出連携に係る市長の承認を受けている場合はこの限りでない。</li> <li>・上記の許可を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。</li> </ul>	<p>卸売業者と仲卸業者を対置させることで公正な価格形成機能が発揮されるため。</p>
<p>市場外にある物品の販売の禁止(商物分離の原則禁止)</p>	<p>第56条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、市長が指定する場所にある物品の卸売をするとき、卸売業者が申請した場所にある物品(卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。)の卸売をすることによって、市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が認めて承認したとき、卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により、規則で定める生鮮食料品等の卸売をしようとする場合であって、市長があらかじめ指名利害関係者の意見を聴いた上で、市場における効率的な売買取引のために必要であり、取引の秩序を乱すおそれがないと認めて承認したときは、この限りでない。</li> <li>・承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、申出書を市長に提出しなければならない。</li> </ul>	<p>卸売業者の取引の実態を把握するため。</p>
<p>卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止(自己買受の禁止)</p>	<p>第57条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、市場において卸売業務許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、物品を買い受けてはならない。</li> </ul>	<p>卸売業者と仲卸業者を対置させることで公正な価格形成機能が発揮されるため。</p>
<p>販売前における受託物品の検収及び受領通知</p>	<p>第59条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実にし、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会ってその了承を得られたときは、この限りでない。</li> <li>・電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にし、当該物品の受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。</li> <li>・卸売業者は、受託物品の異状については、上記のただし書に規定する場合を除き、前2段の確認を受け、その証明を得なければ委託者に對抗することができない。</li> </ul>	<p>公正・公平な取引を確保するため。</p>
<p>卸売をした物品の相手方の明示及び引取り</p>	<p>第60条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売業者は、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。</li> <li>・仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。</li> </ul>	<p>公正・公平な取引を確保するため。</p>
<p>仲卸業者の業務の規制(直荷引きの原則禁止)</p>	<p>第61条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲卸業者は、市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって市場の卸売業者から買い入れて販売しようとする場合であって、規則で定めるところにより、市長の許可を受けている場合、若しくは市場間連携、業者間連携、輸出間連携に係る市長の承認を受けている場合はこの限りでない。</li> <li>・許可に係る物品を全部販売したときは、その旨を市長に届け出なければならない。</li> <li>・承認を受けた契約に基づき買い入れた品目の販売の数量を翌月20日までに市長に届け出なければならない。</li> </ul>	<p>卸売業者と仲卸業者を対置させることで公正な価格形成機能が発揮されるため。</p>

販売の委託の引受けの禁止	第61条	・仲卸業者は、市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。	安定的な業務運営を確保するため。
売買取引の制限	第63条	・せり売又は入札の方法による卸売の場合において、談合その他不正な行為があると認めるとき、不当な価格を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるときは、市長は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。 ・卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が、売買について不正又は不当な行為があると認めるとき、買受代金の支払を怠ったときは、市長は、売買を差し止めることができる。	卸売市場における公正な取引の確保のため。
衛生上有害な物品の売買禁止等	第64条	・市長は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。 ・卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者は、衛生上有害な物品等を売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。 ・市長は、衛生上有害な物品等の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。	案手・安心な取引を確保するため。
卸売予定数量等の報告	第65条	・卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、条例で定める物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。 ・卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、条例で定める物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告しなければならない。	取引状況の把握のため。
卸売業者による売買取引の結果等の公表	第66条	・卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、条例で定める物品について、当該物品ごとに規則で定める時刻までに、主要な品目の数量及びその主要な産地をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。	公正・公平な取引の確保と売買取引の実態を把握するため。
卸売代金の変更の禁止	第70条	・卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。	公正・公平な取引を確保するため。
無許可営業の禁止	第86条	・卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。 ・市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。	公正・公平な取引を確保と市場の適切な管理運営のため。
市場への出入等に対する指示	第87条	・市場への出入り、市場施設の使用、物品の搬入、搬出若しくは場内での運搬又は車両の通行若しくは駐車については、市長の指示に従わなければならない。 ・市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入り、市場施設の使用、物品の搬入、搬出若しくは場内での運搬又は車両の通行若しくは駐車を禁止することができる。	円滑な取引の確保と市場の適切な管理運営のため。
市場の秩序の保持等	第88条	・市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。 ・市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。	円滑な取引の確保と市場の適切な管理運営のため。